

国民年金のお知らせ

任意加入被保険者の方の保険料納付は口座振替で！

国民年金の被保険者期間は20歳から満60歳までです。60歳までに老齢基礎年金の受給資格期間（10年）を満たしていない場合や、納付済期間が40年より少なく老齢基礎年金を満額受給できない場合であって、厚生年金・共済組合に加入していない場合は、申出により60歳以降でも任意で加入して保険料を納めることができる「任意加入制度」があります。

※申出した月からの加入となり、遡って加入することはできません。

<加入可能時期>

1. 受給資格期間を満たす…70歳まで
2. 老齢基礎年金の増額…65歳まで
3. 外国居住者の任意加入…20歳以上65歳未満

この申出については、月々の保険料を確実に円滑に納付いただくため、原則、口座振替をお申込みいただくこととなります。通帳が無い等、口座振替ができない方は、役場町民課までご相談下さい。

<窓口での手続き>

- 以下の書類を提出します。
 - ・資格取得申出書…日本年金機構から送付されたものをご持参するか、役場窓口にある様式を使用します。
 - ・口座振替申出書…役場町民課窓口にございます。
- 手続きの際にご持参ください。
 - ・年金手帳等、基礎年金番号が記載されている書類
 - ・口座振替先の通帳
 - ・印鑑



お問い合わせ先 町民課 年金係 ☎47-4681（直通）



知内診療所

知内町字重内31番地130 医師：山内賢二（院長）
TEL：01392-5-3509 山内雅史（副院長） 毎週金曜日

●整形外科・皮膚科・麻酔科・内科・外科

医師：山内 賢二（院長）

曜日	診療時間
月・火・水・木・金及び第1・3・5土曜日	8：30～12：00
月・火・水・木・金	14：00～17：30

●整形外科

医師：山根 繁（函館中央病院名誉院長）

曜日	診療時間
隔週水曜日	14：00～16：00（受付時間 12：00～）

